



「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新の手続き等のお知らせ

■現在「限度額適用・標準負担額減額認定証」(水色)をお持ちの方

平成 30 年 7 月 31 日で有効期限が切れますので、新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証」(黄色)を 7 月中旬に郵送します。8 月 1 日からご使用ください。

■新しく申請が必要な方

所得区分Ⅰ・Ⅱの方で、「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちでない方は、外来および入院で受診される際に、この認定証が必要となりますので、市町村の担当窓口申請してください。

【申請に必要なもの】 ○後期高齢者医療被保険者証 ○印かん

■入院・外来時の自己負担限度額および入院時の食事代(※8月1日から)

負担割合	所得区分	外来	外来+入院	入院時の食事代（１食当たり）
		（個人単位）	（世帯単位）	
3割	現役並み所得者Ⅲ （住民税課税所得 690万円以上の方）	252,600円+（総医療費－842,000円）×1% ＜多数回　140,100円＞		460円 指定難病患者の方などは 260円の場合もあります
	現役並み所得者Ⅱ （住民税課税所得 380万円以上の方）	167,400円+（総医療費－558,000円）×1% ＜多数回　93,000円＞		
	現役並み所得者Ⅰ （住民税課税所得 145万円以上の方）	80,100円+（総医療費－267,000円）×1% ＜多数回　44,400円＞		
1割	一　般	18,000円 （年間上限 14.4万円）	57,600円 4回目以降 44,400円（※1）	過去12か月で90日までの入院 210円 過去12か月で91日目からの入院 160円（※4）
	区分Ⅱ （※2）	8,000円	24,600円	
		区分Ⅰ （※3）	8,000円	15,000円

◎入院時の食事代について、療養病床に入院する場合は金額が異なりますので、入院時に医療機関にお尋ねください。

- (※1) 過去12か月以内に外来+入院の限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は<>内の金額となります。
- (※2) 区分Ⅱとは、世帯の全員が住民税非課税の方(区分Ⅰ以外の方)。
- (※3) 区分Ⅰとは、世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除{(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる方}
- (※4) 過去12か月以内の入院日数が90日を超えた場合は、長期入院の申請により食事代が160円になります。

「限度額適用認定証」について

平成 30 年 8 月から、3 割負担の方で、住民税課税所得 145 万から 689 万円の方(現役並み所得者ⅡとⅠの方)について、医療機関での支払いが高額になる可能性がある場合(例 入院される場合等)、必ずお住まいの市区町村の窓口で「限度額適用認定証」の交付を申請し、医療機関に提示してください。

※「限度額適用認定証」が提示されない場合、医療機関での支払い額が高額になる場合がありますのでご注意ください。

【問合せ先】 山都町役場 健康ほけん課 ☎72-1295
清和支所 健康福祉係 ☎82-2112
蘇陽支所 健康福祉係 ☎83-1112



後期高齢者医療の被保険者の方へ 「後期高齢者医療被保険者証(保険証)」の更新のお知らせ

現在お持ちの保険証(水色)の有効期限は、平成 30 年 7 月 31 日までとなっています。

新しい保険証(黄色)は、7 月中旬に簡易書留で郵送いたしますので、平成 30 年 8 月 1 日からは新しい保険証(黄色)をお使いください。

新しい保険証(黄色)に記載してある一部負担金の割合は、平成 30 年度の市町村民税の課税所得をもとに判定しています。

なお、現在お持ちの保険証(水色)は、平成 30 年 8 月 1 日以降に、山都町役場 健康ほけん課または清和支所、蘇陽支所 健康福祉係へお返しください。

【一部負担金の割合】

同一世帯の後期高齢者医療被保険者のうち、市町村民税の課税所得が145万円以上ある方がいる世帯の被保険者	一部負担金の割合は(病院等での窓口負担) 3割
上記条件に該当しない世帯の被保険者	一部負担金の割合は(病院等での窓口負担) 1割

※新しい保険証の裏面に臓器提供意思表示ができますので、臓器提供の意思表示をする際は、ボールペンで記入してください。なお、個人情報保護のためのシールを担当窓口を用意しておりますので、詳しくは山都町役場 健康ほけん課または清和支所、蘇陽支所 健康福祉係へお問合せください。



後期高齢者医療の被保険者の方へ 医療機関の適正受診についてお願い

現在、休日や夜間における救急医療への受診が増え、緊急性の高い重症の患者さんの治療に支障をきたしています。必要な方が安心して医療が受けられるように、医療機関の受診や薬局でお薬をもらう際には、下記のことを留意しましょう。

- 体調がすぐれない場合は、軽い症状でも昼間の診療時間内に受診しておきましょう。休日や夜間に救急外来を受診することは、重症の患者さんへの対応が遅れてしまう心配があるだけでなく、医師の負担が増え、医療費も割増料金で高くなります。
- かかりつけの医師を持ち、気になることがあったら、早めに相談しましょう。
- 同じ病気で複数の医療機関を受診することは、医療費を増やすだけでなく、重複する検査や投薬により、かえって体に悪影響をあたえてしまう心配もあります。今受けている治療に不安などがあるときには、そのことを医師に伝えて相談してみましょう。
- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)は、先発医薬品と同等の効能・効果を持ち、費用も安くすみます。ジェネリック医薬品を希望する場合は「ジェネリック医薬品希望カード」を医療機関や薬局に提示し、利用について相談しましょう。
- 薬には副作用があります。複数の薬を使用する場合は、飲み合わせによって副作用が強くなることもありますので気をつけましょう。
- かかりつけ薬局を持ち、お薬手帳を活用して、飲み合わせや余っている薬に関して、医師や薬剤師に相談しましょう。